

こうけんでこうけん 後見DE貢献

～IKUKOのつぼやき～

®



2026年3月1日 No.73
発行所
オールフォーワングループ

国松司法書士法人
行政書士国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所
〒1850021
東京都国分寺市南町三丁目 22 番 2 号
ゼルコパビル 4 階
TEL 0423000255 fax 0423000256
office@kunimatu.jp

25周年

早春の候、日差しに春の訪れを感じる季節となりました。梅の花の凛とした佇まいに身の引き締まる思いがすると同時に、花粉症のグズグズを憂う……自然とはどんなときもつき合って生きていかねばならないのだとまた心に刻みこむ自分がいます。

さて、今回は後見等開始申立における必要書類について説明しています。

一般の方はこのリストを見て、たじろぎます。なぜこんなに多いのかと！ただ、成年後見制度も年数を重ねるにつれ、申立人の負担は軽くなってきているようにも見えますが、それでも「とてもじゃないけど自分ではできない」とおっしゃって申立書類の作成を依頼されるケースがいまだに多いです。プロとしては完璧にそろえて、家庭裁判所からなんの指摘もいれずに事案が進んでいくのが誇らしかったりします。

こんなこともオンラインで簡単にできるようになったら良いのでしょうか、まだまだ国のインフラはそこまで追いつかないのでしょうか。そこで申立側として私が考えたのは、AI エージェントに資料を読んでもらって申立書類一式を作ってもらうことです。あとは、私たち専門家がチェック、修正して家庭裁判所へ提出する……これが AI 時代の私の目標です。



IKUKO の三識 ～知識～見識～胆識

IKUKO

◆◆◆申立てに必要な書類は？◆◆◆



今月は後見等開始の申立てにはどのような書類を用意しなければならないのかを見ていきましょう。今回ご紹介するのは**東京家庭裁判所の例**です。管轄の裁判所により多少の違いがありますのでご注意ください。書式は家庭裁判所の後見サイトよりダウンロードできます。(2026年2月現在の情報です)

① 申立書

※この他に、保佐人及び補助人の申立ての場合は「代理行為目録」、補助人の申立ての場合は「同意行為目録」が必要です

- ② 申立事情説明書 (本人の現況、略歴、介護状況、認知機能、推定相続人等を記入)
- ③ 親族関係図 (申立人、成年後見人等候補者が本人と親族関係にある場合には関係がわかるように記入)
- ④ 本人情報シート (成年後見制度用) の写し (本人のケアマネージャー等福祉関係者に依頼して作成いただく)
- ⑤ 診断書 (成年後見制度) ・診断書附票 (作成後3か月以内のもの、主治医に作成いただく)
- ⑥ 親族の意見書 (推定相続人の方々に後見開始の申立てについての意見をご記入いただく)
- ⑦ 後見人等候補者事情説明書 (候補者の生活状況等や候補者となった経緯について記入)
- ⑧ 本人が登記されていないことの証明書 (発行から3か月以内のもの)
※後見・保佐・補助・任意後見を受けていないことの証明書で、東京法務局後見登録課または全国の法務局・地方法務局の本局にて取得できます
- ⑨ 本人の戸籍謄本 (発行から3か月以内のもの)
- ⑩ 本人の住民票または戸籍の附票 (発行から3か月以内のもの)
- ⑪ 愛の手帳の写し (交付を受けている方のみ)
- ⑫ 後見人等候補者の住民票または戸籍の附票 (発行から3か月以内のもの)
- ⑬ 財産目録 (預貯金通帳のコピー、有価証券等の資料のコピー、保険の資料のコピー、不動産登記事項証明書のコピー、債権・負債等の資料のコピーを添付)
- ⑭ 収支予定表 (直近2ヶ月分の収入や支出に関する資料のコピーを添付)
- ⑮ 相続財産目録 (本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産がある場合)

以上が開始申立てに必要な書類です。その他、申立手数料として収入印紙、連絡用の郵便切手、登記手数料として収入印紙が必要です。(金額は裁判所 HP を確認)

★LINE★
国松司法書士法人

どうぞよろしく☆



YouTube

国松偉公子の
相続相談室
(*^O^*)

